

## **[事案 29-130] 入院給付金返還無効請求**

・平成 30 年 3 月 15 日 和解成立

### **<事案の概要>**

担当者の説明不足および誤案内を理由に、受取済入院給付金の返還の無効を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 17 年 1 月に契約した終身保険に付加された子型特約について、受取済入院給付金を返還するよう保険会社に求められたが、請求前に担当者に請求可能かどうか確認したうえで、必要書類をそろえて請求していることから、受取済入院給付金の返還を無効にしてほしい。

### **<保険会社の主張>**

請求前の申立人からの照会に対し、担当者の説明不足および誤案内があったことは事実だが、そのことをもって不当利得返還請求権がなくなるわけではなく、給付金支払後、子は申立人の戸籍から除籍されて被保険者としての資格を喪失していることが判明したことから、支払済入院給付金は支払要件を満たしていないため、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院給付金請求時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。